

令和3年度

監査結果フォローアップ報告

長崎県監査委員

監査結果フォローアップ報告（令和3年度確認分）

1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

（参考）確認基準

区 分		内 容	摘 要	
A	是正・改善済	措置を講じ、改善を終えたと認められるもの	その後の取組状況の報告を求めない	
B	是正・改善見込	講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの		
C	是正・改善に取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・是正・改善に着手していると認められるもの ・是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの 	次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることによつて、措置状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく	是正・改善が見込まれるまで、その後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
D	未取組	是正改善の取組みが認められないもの (改善も検討もしていないもの)	状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく	
E	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの ・その他（監査対象から外れたもの等） 	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査においては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	

2 フォローアップの概要

平成 27 年度～令和 2 年度に実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）、行政監査及び包括外部監査の「指摘」等に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき確認するとともに、令和 2 年度の定期監査（前期分）の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、次年度以降の定期監査において、指摘事項等として再度、是正・改善を求めている。

（1）フォローアップの対象について

令和 3 年度において、指摘等となるものについては、翌年度においてフォローアップの対象となることから、本報告の対象から除外した。

（2）令和 2 年度指摘事項等分について

令和 2 年度指摘事項等の対象となった 179 件は、「是正・改善済」が 156 件、「是正・改善見込」が 9 件であった。今後のフォローアップの対象となるものは、14 件であった。

（3）令和元年度指摘事項等分について

平成元年度指摘事項等の対象となった 38 件は、「是正・改善済」が 26 件、「是正・改善見込」が 3 件であった。今後のフォローアップの対象となるものは、9 件であった。

（4）平成 30 年度指摘事項等分について

平成 30 年度指摘事項等の対象となった 41 件は、「是正・改善済」が 26 件、「是正・改善見込」が 3 件であった。今後もフォローアップの対象となるものは、12 件であった。

（5）平成 29 年度指摘事項等分について

平成 29 年度指摘事項等の対象となった 1 件は、「是正・改善済」となった。

（6）平成 27 年度指摘事項等分について

平成 27 年度指摘事項等の対象となったもののうち 3 件は、「是正・改善済」が 2 件、「その他」が 1 件となった。

フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

(単位：件)

区 分	当 初 指 摘 等	R3フォ ローアッ プ対 象	R3確認結果							
			是正・ 改善済 A	是正・ 改善見込 B	R4フォローアップ対象			その他 E		
					是正・改善 に取組中 C	未取組 D	計 C+D			
R2 指摘等	定期 監査	普通会計	119	119	97	9	13	0	13	0
		公営企業会計	6	6	6	0	0	0	0	0
		小計	125	125	103	9	13	0	13	0
	包括外部監査	54	54	53	0	1	0	1	0	
	計 ①	179	179	156	9	14	0	14	0	
R元 指摘等	定期 監査	普通会計	113	28	21	2	5	0	5	0
		公営企業会計	2	0	0	0	0	0	0	0
		小計	115	28	21	2	5	0	5	0
	包括外部監査	83	10	5	1	4	0	4	0	
	計 ②	198	38	26	3	9	0	9	0	
H30 指摘等	定期 監査	普通会計	95	1	0	0	1	0	1	0
		公営企業会計	7	0	0	0	0	0	0	0
		小計	102	1	0	0	1	0	1	0
	行政監査	86	2	2	0	0	0	0	0	
	包括外部監査	125	38	24	3	11	0	11	0	
計 ③	313	41	26	3	12	0	12	0		
H29 指摘等	定期 監査	普通会計	39	1	1	0	0	0	0	0
		公営企業会計	2	0	0	0	0	0	0	0
		小計	41	1	1	0	0	0	0	0
	包括外部監査	16	0	0	0	0	0	0	0	
	計 ④	57	1	1	0	0	0	0	0	
H28 指摘等	計 ⑤	51	0	0	0	0	0	0	0	
H27 指摘等	定期 監査	普通会計	62	0	0	0	0	0	0	0
		公営企業会計	6	0	0	0	0	0	0	0
		小計	68	0	0	0	0	0	0	0
	包括外部監査	35	3	2	0	0	0	0	1	
	計 ⑥	103	3	2	0	0	0	0	1	
合計(①～⑥)		901	262	211	15	35	0	35	1	

※県税の収入未済や未利用地の処分等に係る指摘分は、定期監査で継続して措置状況の確認を行っているため対象から除く。

※H28 指摘等はすべて是正・改善済であり、フォローアップ対象はなし。

3 改善された事例

- 消防用設備等点検業務委託において、受信機予備電源等が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。(水産加工流通課)
(令和2年度定期監査(前期)普通会計「指摘事項」)

[措置状況]

小規模修繕箇所については、直ちに修繕に着手するとともに、修繕費が高額なものについては、他の施設整備工事との調整を行い、年度内に不具合箇所を改善した。

- 小規模修繕の実施状況

- ・ 令和2年8月 (スポット感知器・屋外消火栓修繕)
- ・ 令和3年3月 (消火器他修繕)

- 大規模修繕の実施状況

- ・ 令和3年3月 (自動火災報知機・防排煙設備修繕工事)

4 課題として残っている事項

課題事項

区分	定期監査 (普通会計)	包括外部監査	計
R2	13	1	14
R元	5	4	9
H30	1	11	12
計	19	16	35

課題として残っている事項は、定期監査(普通会計)の令和2年度13件、令和元年度5件、平成30年度1件、包括外部監査の令和2年度1件、令和元年度4件、平成30年度11件、計35件である。

なお、課題の概要は下記のとおりである。

(1) 定期監査(普通会計)

- 令和2年度

[指摘 12件]

- ・ 廃道敷の現況調査で不法占用の報告がされているにもかかわらず、その後適切な対応が取られていない。〔長崎振興局建設部管理課〕

など12件

[意見 1件]

- ・ 港湾・漁港施設の放置廃船対策については、港湾・漁港施設の適正な管理の為、個別具体的な方針を定め早期対応に努めるよう関係地方機関へ周知徹底

されたい。〔漁港漁場課・港湾課〕

○令和元年度〔指摘 5件〕

- ・違反屋外広告物除却業務委託において、契約額に比べて除却件数が少ないので契約の集約化など、業務を経済的・効率的に実施するべきである。

〔県北振興局建設部管理課〕

など5件

○平成30年度〔指摘 1件〕

- ・漁港施設内の不法占用に係る占用料相当額について請求すべき

〔五島振興局建設部管理・用地課〕

(2) 包括外部監査

○令和2年度 意見 1件

- ・長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱5条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。〔教育庁学芸文化課〕

○令和元年度 指摘 4件

- ・委託契約について参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しを継続的に行っても1者応札が解消されない状態が数年間継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべき〔長崎振興局河川課ほか〕

など4件

○平成30年度 指摘 7件、意見 4件 計 11件

- ・督促後、相当期間経過しても履行されない債権については、速やかに、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを検討すべきである。

〔住宅課〕

など11件